

別段の面積の設定について

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりましたが、これに伴い「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

つきましては、今年度の別段の面積の設定について以下のとおり提案いたします。

1 農地法第3条第2項第5号に係る別段面積の設定について

方針 農地の細分化を防ぐ上から、本市区域の全部又は一部について、別段の下限面積の変更は行わない。

(1) 農地法施行規則第17条第1項第1号の適用について

方針 本市区域の一部について、別段の下限面積を定める区域を変更しない。

理由 平成23年第8回農地部会における協議の結果、前橋市内の全域を同一範囲とすることとなったが、その後、本市の区域内における著しい自然的経済的条件の変動がなく、営農条件がおおむね同一と認められるため。

(2) 農地法施行規則第17条第2項第1号の適用について

方針 本市区域の全部又は一部について、別段の下限面積を定める区域を設定しない。

理由 農地法第30条の規定に基づく「利用状況調査」では、平成31年3月末現在の当市の遊休農地面積は399.2haで、遊休農地率が4.2%と低い状況を維持しているため。